

令和7年度 廃炉関連分野参入等に係る 従業員資格取得事業費補助金募集要領

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉関連分野への参入又は受注拡大を目指す県内事業者の高度な技術を有する人材を育成する取り組みを支援するため、従業員の資格取得経費の一部を補助します。

- 福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局に登録している事業者が対象です。
＜新規登録希望の方は、下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。＞
- 申請をお考えの方は、事前にお問い合わせいただくとスムーズです。
- 資格取得に係る補助対象経費の全額を事業者が負担した場合に対象になります。資格取得後、申請いただく方式の補助金となりますが、提出された申請書及びその添付書類の内容を審査いたします。
※詳細は本要領を御確認ください。
- 補助率は3分の2、補助限度額は20万円/事業者・年度

【募集期間】

令和7年6月16日(月)～令和8年1月30日(金)午後5時(必着)
(募集期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了します。)

【補助対象となる資格及び要件等】

廃炉関連分野の従事に必要な国家資格、国家検定等(本要領別表第2)であって、令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)までの期間内で受験、検定、講習等に臨み、合格又は修了をもって資格を取得し、かつ、当該資格取得に要した経費の全額を廃炉関連事業者が負担していること。

【お問い合わせ先】

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島オフィス 産業集積部 廃炉関連産業集積課
〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階
TEL: 024-581-7046
E-mail: hairo-matching@fipo.or.jp

※この事業は福島県からの受託により(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構が実施します。

令和7年6月
(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

目 次

I	目的	1
II	募集要件	3
1	募集対象者等	
2	補助金交付申請の募集期間及び要件	
3	補助額	
4	補助対象経費	
III	申請書類の提出	4
1	募集期間	
2	提出書類	
3	提出方法	
IV	補助金交付に関する手続き	6
1	審査・交付決定等	
2	請求・補助金の支払い	
3	交付決定の取消し等	
V	その他	7
VI	Q&A	8

I 目的

本事業は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が、福島県からの委託を受け、廃炉関連分野※1に参入又は同分野の受注拡大を目指す廃炉関連事業者※2における廃炉技術、あるいは関連技術の涵養・蓄積と高度化を図るための従業員の資格取得※3を推進する取組に対し、経費の一部を補助するものです。

別表第1 廃炉関連分野

1 「廃炉等積立金の取戻しに関する計画※4」として実施される次の事業分野とする。 一 汚染水対策 二 プール燃料取出し 三 燃料デブリ取出し 四 廃棄物対策 五 敷地全般管理・対応 2 前項各号以外で廃炉を進めるために必要な作業でNDF及び東電HDが廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定め、実施する事業分野とする。
--

別表第2 補助対象資格

区 分	資 格
電気	（第1種、第2種、第3種）電気主任技術者、 （第1種、第2種）電気工事士、 （低圧、高圧）電気取扱者
放射線取扱等	（第1種、第2種、第3種）放射線取扱主任者、 ガンマ線透過写真撮影作業主任者、エックス線作業主任者
压力容器取扱	（特定、普通）第一種压力容器取扱作業主任者
クレーン等	フォークリフト運転、クレーン・デリック運転、 移動式クレーン運転、揚貨装置運転、巻上げ機運転、 床上装置式クレーン運転、高所作業車運転、玉掛け作業、 テールゲートリフター操作、車両系建設機械運転、 フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務
溶接	溶接管理技術者、溶接作業指導者、ボイラー溶接士、 アーク溶接作業員、ガス溶接技能者、ガス溶接作業主任者、 アルミニウム溶接技能者、PC工法溶接技能者、 半自動溶接技能者、ステンレス鋼溶接技能者、 チタン溶接技能者、プラスチック溶接技能者、 銀ろう付技能者、すみ肉溶接技能者、基礎杭溶接技能者
危険有害作業等作業	危険物取扱者、特定化学物質等作業主任者、 有機溶剤作業主任者、有機溶剤作業員、鉛作業主任者、 酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、 足場組立等作業主任者、刈払機取扱作業員、はい作業主任者、 局所排気装置等定期自主検査者、四アルキル鉛等作業主任者

指揮者・管理者	職長、安全衛生責任者、安全管理者、衛生管理者、雇用管理者、管理技術者、作業指揮者、KYT トレーナー、RST トレーナー
検査	非破壊試験技術者
技能士	アルミニウム陽極酸化処理、型枠施工、金型製作、機械加工、機械検査、機械・プラント製図、機械保全、金属材料試験、 金属熱処理、金属ばね製造、金属プレス加工、金属溶解、空気圧装置組立て、工場板金、産業洗浄、仕上げ、切削工具研削、鍛造、ダイカスト、鋳造、鉄筋施工、鉄工、粉末冶金、塗装、とび、配管、放電加工、めっき、油圧装置調整、光学機器製造、溶射、電気機器組立て、電気製図、電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造
その他	理事長が必要と認めたもの

※上記資格は、級別、種別等で細分されるものを含みます。

【用語の解説】

- ※1 「廃炉関連分野」とは、別表第1に示す分野のことです。
- ※2 「廃炉関連事業者」とは、福島県内に事業所を置く法人格を有する事業者（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む。）又はそれらの者で構成される団体であって、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局に登録している事業者のことです。
- ※3 「資格取得」とは、廃炉関連事業者が廃炉関連分野の作業に必要な別表第2の国家資格又は技術検定等を従業員に取得させることです。
- ※4 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、東京電力ホールディングス株式会社が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同して作成する計画です。

Ⅱ 募集要件

1 募集対象者等

募集対象は、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局に登録しており、従業員の資格取得に要する補助対象経費を全額負担している事業者です。

【福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局登録のお問い合わせ先】

○(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構 廃炉関連産業集積課内

TEL : 024-581-7046

E-mail : hairo-matching@fipo.or.jp

H P : <https://hairo-matching.jp/>

2 補助金交付申請の募集期間及び要件

(1) 補助金交付申請の募集期間

- ・ **令和7年6月16日(月)～令和8年1月30日(金)午後5時(必着)**
(募集期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了します。)

(2) 補助金交付申請の要件

- ・ 別表第2の資格であって、
令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)の期間内で受験、検定、講習等に臨み、合格又は修了をもって資格を取得し、かつ、当該資格取得等に要した経費の全額を廃炉関連事業者が負担している（以下「交付対象事業として認められる実施期間内に完了する」という。）ことが要件です。
- ・ 当該事業において、国又は県が実施する他の補助金等（国又は県がその他の機関、団体等へ委託して実施するものを含む）の受領又は交付手続きをしている場合は対象外となります。

3 補助額

(1) 補助金の額

補助金の額は、資格取得事業に要した経費から消費税相当分を除いた金額の3分の2以内の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(2) 補助金の交付限度額

補助金の交付は、1事業者当たり、上限20万円とします。ただし、予算の上限に達した場合、募集期間内であっても申請を締め切る場合があります。その際は、ホームページ等でお知らせします。

4 補助対象経費

補助金の交付対象経費は、別表第3の「対象経費の内容」の経費（消費税相当分を除く）で、交付対象事業として認められる実施期間内に完了したものであって、資格取得事業実施のための必要となる経費として明確に区別して経理されるものが対象となります。

別表第3 補助の対象経費及び補助額

対象経費の内容	補助額
1 受験料（教材費を含む。） 2 受講料（教材費を含む。） （講習を受講し、かつ、修了することにより資格を得られる講習、又は試験に合格した後資格を得るために受講が義務づけられている講習。） 3 資格の登録料 4 免許、修了証明書等交付手数料 5 その他理事長が認める経費	経費（消費税分を除く）の2／3を補助する。

Ⅲ 申請書類の提出

申請書類の必要事項が記載されていない、必要な書類が添付されていない等の場合には交付申請が認められないことがありますので、ご注意ください。

1 募集期間

令和7年6月16日(月)～令和8年1月30日(金)午後5時(必着)

（募集期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了します。）

- この期間中、随時申請を受け付けます。

2 提出書類

廃炉関連分野参入等に係る従業員資格取得事業費補助金交付申請書（様式第1号）※5に次の書類を添付してイノベ機構に提出してください。

- ① 資格取得経費を明らかにする書類（講習等実施機関が定める費用がわかるもの）
- ② 前記経費の支払いを証明する書類（領収書等）
- ③ 資格取得を証明する書類の写し（資格取得者証等）
- ④ 資格取得者が福島県内の事業所に勤務している従業員であることの証明書若しくは証明する書類の写し。なお、申請者自身が代表者の場合は、自身で証明する。参考様式別添。
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式A)
- ⑥ その他必要書類(①～⑤で確認できない場合の他書類)

【用語の解説等】

- ※5 補助金交付申請書や様式が定まっている添付書類等は福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局ホームページから入手できますのでダウンロードしてご利用下さい。

なお、提出書類は返却しませんのでご注意ください。

3 提出方法

提出は次の宛先に必要書類を郵送してください。郵送時には、簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出してください。

申請後、補正等が必要となる場合は、電話等で連絡することがありますので、ご了承願います。

(郵送先)

〒960-8043

福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

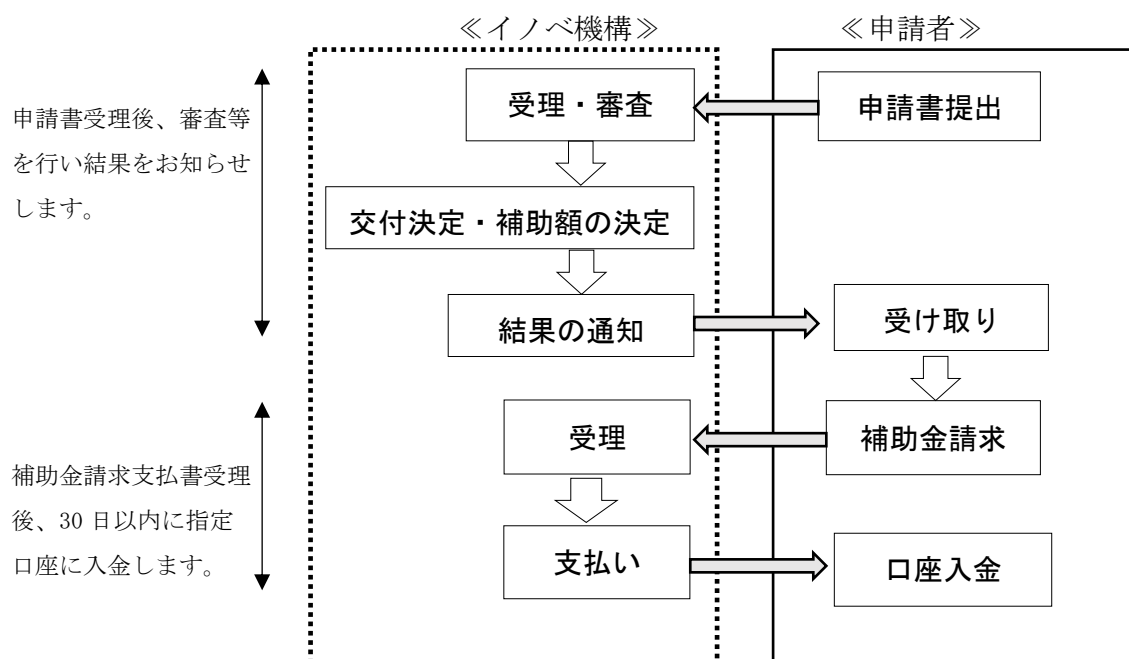
(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 廃炉関連産業集積課 宛

※封筒表面に「資格取得補助金申請書」と記載してください。

IV 補助金交付に関する手続き

申請書提出後の流れは下図のとおりです。



1 審査・交付決定等

(1) 補助金の審査

申請書の内容、必要に応じて実施する現地調査結果等を踏まえて審査します。

(2) 交付決定・補助額の決定

審査の結果、補助金交付対象と認められた場合は、認められた補助金の額を記入した交付決定通知書を、補助金の交付が認められなかった場合は、不交付決定通知書をお送りします。ただし、申請書に不備等があった場合は、その補正に要した期間分、通知が遅くなります。

※ 本事業の補助金は、補助金交付要綱に基づき補助事業者が実施した資格取得事業に対して支払われるものです。経費毎の積算、見積、根拠資料等について審査を行い、必要と認められた経費（消費税相当分を除く）のみが補助金の交付対象額となります。従いまして、補助金の交付決定額は、必ずしも申請金額とは一致するものではありません。

2 請求・補助金の支払

(1) 補助金の交付請求

廃炉関連分野参入等に係る従業員資格取得事業費補助金交付決定及び確定通知書(様式第4号)を受けた申請者は、速やかに「廃炉関連分野参入等に係る従業員資格取得事業費補助金支払請求書(様式第6号)」をイノベ機構に提出してください。

(2) 補助金の支払い

補助金支払請求書を受理したときは、30日以内に申請者が指定した口座に請求額を入金します。

3 交付決定の取消し等

(1) 申請者が次の何れかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきます。

- ① 法令、本補助金の要綱に違反したとき
- ② 本補助金の申請内容に虚偽があったとき
- ③ 申請者が、本補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

(2) 補助金の返還は、補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合の加算金が追加されます。また、指定期日までに納付されない場合には延滞金が徴収されます。

(3) 交付決定及び補助額の確定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は継承することは原則禁止されています。

V その他

1 補助金の交付申請や補助事業の実施にあたっては、交付要綱等を熟読して対応してください。

2 補助事業の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年の間、イノベ機構の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておいてください。会計検査院が実地検査に入る場合があります。

3 本事業に当たり、イノベ機構が取得した申請者の情報は、国又は福島県に提供されます。

また、本事業の内容(申請者、補助金交付額、取得資格)は、イノベ機構、国又は福島県から別途公開される場合があります。

VI Q & A

Q 1 : 放射線取扱主任者試験に昨年度合格し、今年度に免状取得のための資格講習を受講する予定ですが、今年度の費用は補助対象となりますか。

A 1 : 資格講習の受講及び受講料の支払いが令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日の期間内(本要領Ⅱの 2 (2) の期間内)であれば、今年度の講習会費用は対象となります。

Q 2 : 資格更新のための講習費用も補助対象となりますか。

A 2 : 対象となります。

Q 3 : 令和 7 年 5 月に実施される講習会について、令和 7 年 3 月に参加申込を行い、令和 7 年 4 月に参加費を払い込みましたが、補助対象となりますか。

A 3 : 支払いが 4 月 1 日以後であれば、補助対象となります。

Q 4 : どのような講習が対象となりますか。

A 4 : 対象資格「別表第 2」について、講習を受講・修了することにより当該資格を得られる講習、又は試験に合格した後、当該資格を得るために受講が義務づけられている講習が対象となります。なお、試験対策講習など、資格取得のために必須でない講習は対象外です。